

生企甲達第66号
平成19年8月3日

部 課 署 長 殿

共	00	01	10	150	長期
---	----	----	----	-----	----

石川県警察本部長

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に違反した者を送致した場合の知事
に対する通知について（通達）

対号 昭和40年12月3日付け収防第824号「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律
に違反した者を送致した場合の知事に対する通知について（通達）」

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第52条の規定により、知事は狩猟免許を受けた者が同法等の規定に違反した者の狩猟免許の全部又は一部を取り消すことができるとされているが、この処分の適正な運用を図るため、同法の違反で送致した者で狩猟免許を有する者については、別記様式により警察本部長を経由して知事に通知されたい。

なお、対号は廃止する。

別記様式

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律違反被疑事件送致通知書

第 号 年 月 日	
石川県知事 殿	
所属長 印	
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律違反被疑事件を下記のとおり送致したから通知します。	
被 疑 者	住所 職業 氏名 年 月 日生 (歳)
被疑事実の内容	
適 用 条 項	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 第 条第 項第 号 第 条第 項第 号 第 条第 項第 号
送 致 年 月 日	年 月 日 送致検察庁
被疑者が受けている狩猟免許の種類等	狩猟免許の種類 交付都道府県名 交 付 番 号
	第 号
	第 号
	第 号
被疑者の違反事実に対する認否状況	認 否 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 否認している場合、その弁解要旨 </div>
備 考	

- (注) 1 この通知書は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に違反した者が、狩猟免許を有し、かつ、その者を送致した場合において、当該事件を管轄する知事に対して行うものである。
- 2 備考欄には、被疑者が鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律違反のほか、銃砲刀剣類所持等取締法その他の関係法令に違反している場合に、その法令名、違反内容を記載すること。